

東根市屋内多目的コート 冬季利用の規則

- ①利用登録団体・・・所定の「利用登録申込書」に必要事項を記入し、本規則を承諾の上
申込された団体で指定管理者が認めた団体
- ②団体代表者・・・利用登録申込書に代表者として記載された方
- ③団体構成員・・・利用登録申込書の団体構成員として記載された方

団体の構成

- 1) 2名以上の構成員は団体とします。
- 2) 団体に代表者を置くこととします。
- 3) 代表者及び構成員は1団体にのみ籍を有し、他の登録団体の構成員と重複できない
ものとします。
但し、指定管理者が認める場合はこの限りでない。

登録証の発行及び有効期限

- 1) 利用登録申込書を提出し指定管理者が認めた団体に団体登録証を発行します。
- 2) 登録証の有効期限は当該年度とします。
- 3) 登録内容に変更がなく指定管理者が認めた場合は、次年度に再登録をしなくとも更
新できるものとします。
- 4) 利用登録申込の内容に変更があった場合は、年度の途中であっても再登録をする。

受付の方法

- 1) 当該年度ごとに決定し周知することとします。
- 2) 受付当日は、登録証を持参する。
- 3) 受付には登録団体から1名の参加とします。
- 6) 1回分の利用時間は最大3時間までとする。
但し、指定管理者が認めた場合はこの限りでない。

認証資格の喪失

利用登録団体、団体代表者又は団体構成員が次のいずれかに該当した場合には、団体の
認証資格を喪失します。

- 1) 虚偽の申請をした場合
- 2) この規則に違反した場合
- 3) 団体代表者が廃止の届出をして指定管理者が認めた場合
- 4) 前年度（4月～翌年3月）に1回以上利用のない場合
- 5) 前各号に掲げるものの他、指定管理者が利用団体として不適格と認めたとき

提出いただいた個人情報に関しましては指定管理者側にて厳正に管理し第三者に提供・開
示することはありません。

東根市屋内多目的コート
指定管理者 東根温泉協同組合